

第71回定時株主総会招集ご通知 交付書面への記載を省略した事項

新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

計算書類の株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

日本瓦斯株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制ならびに会社の業務の適正を確保するための体制については以下のとおりであります。

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、以下の経営理念に基づき、企業価値の向上を図ることが、株主、お客さま、お取引先、従業員、地域社会等（以下、「ステークホルダー」といいます。）との信頼関係を築き、期待に応えるものと考えております。係る経営理念の実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努め、業務の適正性を確保します。また、中長期的な企業価値の向上を目指し、株主・投資家との建設的な対話を行うことが重要であると考え、対話を通じて、経営理念に対する理解を得るとともに、株主・投資家の立場を理解し、適切な対応に努めております。

【経営理念】

(a) 地域社会に対する貢献

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客さまのより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。また、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

(b) 企業の持続的成長を目指す

地域社会に貢献し、お客さまを増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の中長期的な向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努めます。

(c) 人的資源の尊重

従業員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけ、お客さまに密着したきめ細かいサービスを行うため従業員の能力を最大限に発揮できるような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に従業員、お取引先ならびにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を採用しております。当該体制を採用する理由は、効率的な業務執行の状況を重視しつつ、経営の透明性を確保するために、社外取締役および社外監査役による経営監視体制を堅持して、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるうえで有効と判断しているためです。また、当社は、経営の監督と業務執行の分離を進めるため執行役員制度を導入しており、取締役会は経営の意思決定と監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担うこととしています。

当事業年度における当社の取締役会は、独立社外取締役2名を含む6名（取締役会長執行役員 和田眞治（2024年12月29日逝去により退任）、代表取締役社長執行役員 柏谷邦彦、代表取締役専務執行役員 土屋友紀、同 吉田恵一、社外取締役 山田剛志、同 里中恵理子）で構成し、毎月取締役会を開催しております。また毎月1回以上開催の副本部長以上の執行役員によって構成される経営会議に加えて、当社グループのすべての執行役員

ならびに常勤の監査役が出席するグループ執行役員会議を開催することにより、経営の意思決定および職務の執行が効率的に行われる体制を確保しております。

また、取締役会の諮問機関として設置する「指名報酬・環境等委員会（委員長：社外取締役 山田剛志）」において後継者計画・役員の報酬設計と評価制度・CO2削減方針などについて議論し、当社グループの持続的成長の実現と中長期的な企業価値の向上のための活動を実施し、ステークホルダーの期待に応える取り組みを実施しております。

当社の監査役会は、独立社外監査役2名を含む3名（当事業年度における体制：常勤監査役 真中健治、社外監査役 折原隆夫、同 文倉辰永）で構成されております。監査役会は、取締役会の開催に先立ち毎月開催されるほか、必要に応じて監査役会を開催しております。各監査役は、取締役会への出席や、取締役および各部門へのヒアリングに加え、会計監査人および当社グループの内部監査を担う監査室から報告を受けるなど緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監査しております。

また、常勤監査役は、取締役会、経営会議およびグループ執行役員会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、取締役の業務執行を監視する体制を確保しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況は、以下のとおりです。

(イ) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに会社の業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、経営理念を実現するための有効なコーポレート・ガバナンスならびに内部統制システムの構築を総合的に行うための体制として、代表取締役社長執行役員 柏谷邦彦を委員長とする「内部統制システム委員会」を中心とし、その下部組織に「グループリスク管理委員会（委員長：専務執行役員 コーポレート本部長 清田慎一）」、「グループコンプライアンス委員会（委員長：同 清田慎一）」、「情報開示委員会（委員長：同 清田慎一）」および「内部統制ワーキンググループ（統括責任者：執行役員法務部長 星新也）」を編制のうえ、グループ内部統制システムの整備および運用を進めることにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っております。
- ・ 財務報告に係る内部統制については、「内部統制ワーキンググループ」が所管し、全社的な統制、各業務プロセスの整備・運用評価をする委員を選定しています。また、当社のグループ各社にもそれぞれ評価委員を選定のうえ、整備・運用の評価に関する進捗状況の報告やモニタリングの実施状況、評価結果の改善等について協議して運営しております。
- ・ また、当社は、法律事務所と連携し、法律上の判断が必要な際に随時確認する等、コンプライアンス経営に資する法律面のコントロール機能が働く仕組みを構築しております。

(運用状況)

- ：当社は、社内外の環境変化に適切に対応していくため、「グループ内部統制システム委員会規程」をはじめとする内部統制システムに関わる規程類を制定し、審議を更に活性化させております。
- ：当社は、当社グループの経営状況等に関する情報を適正かつ適時に開示し、その公平性や有用性を高めるため、情報開示の方針（ディスクロージャーポリシー）を定めております。その実効性を確保するため、「情報開示委員会」を設置し、法令および社内規程等に基づいて企業活動に関する情報を適時・適切に開示しております。

(ロ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、監査役会設置会社を採用し、監査役による適法性監査をコンプライアンス経営の基礎としたうえで、社外取締役によるモニタリング機能やアドバイザリー機能の強化、執行役員制度を採用した業務執行上の責任の明確化と権限委譲を行い、積極的かつ機動的な業務執行体制を構築することで、経営の「健全性・透明性の確保」を前提とする適正な「効率性の追求」を行う体制を整備しております。
- ・ 役員および従業員等を対象とするコンプライアンスプログラムとして、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」を制定し、公正かつ適正な経営を実現し、企業に与えられた社会的責任を果たしていくための体制を確保しております。
- ・ 反社会的勢力への対応に関し、当社グループは、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」において「社会の秩序や安全に悪影響を及ぼすような反社会的勢力やその組織に対して、毅然たる態度で臨み、これらへの関与を明確に拒絶・排除する」という方針を定めております。
- ・ 財務報告に係る内部統制については、外部専門家と連携しながら、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等との整合性を確保するための必要かつ十分な体制を構築しております。

(運用状況)

コンプライアンスの実践は、当社グループが企業として社会に信頼され、持続していくための前提条件であると認識しております。「コンプライアンス委員会規程」に基づき、「グループコンプライアンス委員会」が主導し、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」および「日本瓦斯グループ職場におけるハラスメント防止策に関する基本方針」等を制定し、役員および従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務執行にあたるよう定期的にグループウェアによる啓発活動、法務部および外部講師による勉強会や講習会を開催し、法令、定款および社内規程等を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社グループは、健康経営を推進するため、「安全衛生委員会」を通じて、従業員等の長時間労働の削減、健康増進、労働生産性の向上、有給休暇の取得推進など職場環境の改善にも積極的に取り組んでおります。当社グループは、公正かつ適切な経営を実現し、企業に与えられた社会的責任を果たすべく、コンプライアンスの確立を宣言しております。また、当社グループでは、コンプライアンスの遵守ならびに実践に資する取り組みとして、以下の施策を実施しております。

- ：法令および定款の遵守はもとより、不正や反社会的な行動をとらないよう内部統制、贈収賄、インサイダー取引、個人情報保護、ハラスメント等にかかる教育を実施し、コンプライアンス意識の啓発および「日本瓦斯グループ役職員行動規範」の周知徹底を図っております。
- ：「グループコンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する啓発・教育活動を通じ、コンプライアンスを推進する風土醸成を実践しています。

：一般的な「コンプライアンス」の推進活動のほか、役員および従業員等に対するコンプライアンスの意識調査を実施し、当社グループが独自に取り組むべき課題を認識したうえで、適切な推進活動を実施しております。

：コンプライアンス推進体制の強化のため、内部通報制度「グループ・ヘルプライン（社内窓口・社外窓口）」を設置し、情報提供者からの通報内容を守秘し、当該情報提供者のプライバシーを保護し、不利益な扱いをしないことを徹底したうえで、コンプライアンス違反に関するリスクの早期発見、回避、極小化および再発防止を行う体制を整備し、コンプライアンス推進体制の実効性を高めております。また、経営陣から独立した常勤監査役を窓口とする監査役ヘルプラインも設置し、コンプライアンス経営を強化するための体制を整備し、運用しております。加えて、当社のコンプライアンス違反、またはそのおそれがある場合において、当社委託先等のパートナーからの情報提供先として、「ニチガス取引110番（相談窓口：法務部長）」を設置しております。今後、全てのお取引先からの窓口として機能を充実させてまいります。

：役員および従業員等がハラスメントに関する理解を深め、全ての役員および従業員等の人権が尊重され、その能力が十分に発揮できる職場環境を整備するため、「日本瓦斯グループ職場におけるハラスメント防止策に関する基本方針」を制定し、当該方針に則り、ハラスメントに対して適切な対応を実施しております。

：内部通報制度については、「グループ・ヘルプライン」を設置し、内部通報の報告・相談に関する窓口（社内窓口：監査室長／社外窓口：法律事務所／監査役窓口：常勤監査役）、方法（電話・メール・手紙等）、対応フローなどを明確にし、重要会議や研修等を通じて当社グループに周知しております。また、情報提供者のプライバシーの保護、秘密保持の徹底、不利益な取り扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルール等を定めた「グループ・ヘルプライン規程」を整備し、周知しております。当社グループは、「グループ・ヘルプライン制度」を維持することによりコンプライアンスの実効性の向上に努めております。

：当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および関連する団体とは一切の関係を持たず、さらに、それらからの要求を断固拒否し、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持しております。反社会的勢力および関連する団体から不当な要求を受けた場合、統括管理部門である法務部の主導のもと、警察・法律事務所等との連携を密にし、適正に対応するよう努めております。

（ハ）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役会その他の重要な会議における意思決定に関する情報および代表取締役の決裁をはじめとする職務執行上の重要な決裁に関する情報ならびに財務、事務およびコンプライアンスリスクに関する情報（電磁的情報を含みます。）を社内規程に基づいて適切に記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備しております。
- ・ 情報セキュリティ対策をリスクマネジメントの観点から総体的に推進するため、「日本瓦斯グループ情報セキュリティ基本方針」を制定し、情報セキュリティに関わる「情報セキュリティ対策チーム（統括責任者：代表取締役専務執行役員 吉田恵一、対策責任者：執行役員法務部長 星新也、執行役員情報通信技術部長 岩田靖彦）」を設置し、当社グループの情報セキュリティ体制を整備しております。

- ・ 個人情報の適法かつ適正な取り扱いを推進するため、当社グループの各社が「個人情報保護方針」および社内規程を制定し、適切かつ安全に個人情報の取得・保存・管理等を実施する体制を整備しております。
- ・ 当社は、コーポレート本部長を委員長とする「情報開示委員会」を設置し、会社の重要な情報の開示に関連する「ディスクロージャーポリシー」および社内規程を制定し、法令等および証券取引所の諸規則等の要求に従い、開示すべき情報が適正に、適時かつ公平に開示される体制を整備しております。

(運用状況)

- ：重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含みます。）および職務執行上の重要な決裁に関する情報ならびに財務、事務およびコンプライアンスリスクに関する情報（電磁的情報を含みます。）については、いずれも関係法令および関連する社内規程ならびに契約等に従って適切に保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。
- ：情報セキュリティ対策を推進するため、「情報セキュリティ対策チーム」が平時から情報セキュリティ事故発生の予防に資する取り組みを実施しているほか、情報セキュリティを脅かす事象が発生したときには適時かつ適切に対応を実施しております。
- ：個人情報の適法かつ適正な取り扱いを推進するため、統括管理部門である法務部の主導のもと、継続的に研修を実施しているほか、関係法令に適合するための取り組みを実施しております。
- ：財務情報を含む当社グループの非公開情報を保護するとともに、外部への公平かつ適時・適切な情報開示を促進し、お客さま、株主さま等からの信頼を確保のうえ、公平かつ適示・適切な情報開示を行う体制を維持しております。

(二) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備することにより、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を実施し、当社グループのリスクを横断的に認識し、リスク分類毎に各業務の所管部門が把握・評価しております。また、これらについて定性・定量それぞれの面から、適切な対応を行うため、「グループリスク管理委員会」を設置し、「グループリスク管理規程」に基づき、総合的なリスク管理を実施しております。「グループリスク管理委員会」は、当社グループのリスク量やリスク管理の状況等について、必要に応じて、経営会議、取締役会に報告しております。また、リスク管理の有効性に関して、検証・評価し、不断の見直しを行っております。
- ・ 当社は、平時から、「グループリスク管理委員会」において、当社グループにおけるリスクを評価し、必要かつ十分な対応方針を策定しております。統制すべきリスクについては役員および従業員等の教育を徹底し、そのリスクの軽減等に取り組む体制を整備しております。
- ・ 当社は、大規模災害や新型コロナウイルス感染症の流行等の当社グループに著しい損害を及ぼす事態の発生や有事を想定し、事業の中断を最小限にとどめ、ライフライン事業の実績から培ったノウハウ等を活かした社会インフラ機能を維持するため、事業継続マネジメント（BCM）体制の整備に努めております。また、大震災等に備え、「災害対策マニュアル」を整備しております。
- ・ 当社は、自然災害、事故、感染症等の流行、犯罪、情報システムへの不正なアクセスその他当社グループ運営上の緊急事態が発生した場合、速やかに被害状況を報告する対応体制を構築するとともに、対策本部を設置し、必要な対応を実施する体制を整備しております。

(運用状況)

- ：万一の災害に備え、当社グループの株式会社エナジー宇宙と協働し、安全面・環境面・物流面から緊急保安体制を整備し、防災訓練等を毎年実施することで、事業継続マネジメント（BCM）体制ならびに災害対策マニュアルの実効性の確保に努めております。
- ：事業におけるリスクを把握、評価、分析し、部門目標に反映して適切に管理しているほか、ライフライン事業に携わる社会的責任を負担する当社グループにおいて、緊急事態発生時の対策、災害発生時の対策などに関わるマニュアルを策定し、必要な訓練を行っております。
- ：「グループリスク管理委員会」が「グループリスク管理規程」に基づいて当社グループの総合的なリスクを管理し、必要に応じて対策本部を設置のうえ、対策本部から指示を受けた関係部門が必要な対応を行うことでリスクの低減ならびに損失の最小化を図っております。
- ：損害・損失等を抑制するための具体策を迅速に決定・実行する組織として、グループリスク管理委員会委員長を本部長とする対策本部を設置し、適時に被害・損害等の状況を把握し、必要な対応を実施するための危機管理に係る社内規程を制定しております。また、地震やテロ等の災害による損害等を受けた場合にも、当社グループ事業の継続または早期復旧・再開を図る災害時の事業継続管理に係る社内規程を制定しております。

(ホ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、定例の取締役会を毎月開催し、重要事項の意思決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行っております。また、職務執行と経営効率を向上させるため、副本部長以上の執行役員によって構成される経営会議を毎月1回以上開催し、常勤取締役、常勤監査役、各支店長・各部門長およびグループ会社各社の社長が出席するグループ執行役員会議を毎月開催し、業務執行に関わる基本的事項および重要事項に係る各種報告等を機動的に行う体制を整備しております。さらに、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定のうえ、各部門においてその目標達成に向けた具体策の立案と実行に努めております。
- ・ 業務の合理化・簡素化、組織のスリム化など、ニチガスAIなどのITツールの利用を通じ、業務の効率化を推進しております。
- ・ 役員と従業員等との適切な情報伝達と意思疎通を推進するため、毎月1回以上、各部門長等の責任者が出席する会議体での情報共有を実施し、従業員等に向けた経営の方針等が速やかに伝達できる体制の構築に努めております。

(運用状況)

- ：当社は、当事業年度に取締役会を12回開催し、取締役と監査役の出席の下、定款、取締役会規則および職務権限規程（決裁権限基準）に則った個別議案の決議だけでなく、経営に関する重要な事項（成長戦略・投資・資本政策・人事戦略など）について必要な審議等を経て決議をしております。
- ：当社は、当社グループの役員および従業員等の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立ならびに経営資源の有効活用を行っております。

- ：当社グループにおいて、法令に適合する取締役会規則を制定し、取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにしております。また、当社はこれに整合するよう執行役員および管理職の業務執行権限を定めております。
- ：社内規程を制定し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、業務執行に係る責任者、職務権限の範囲等を定めております。
- ：当社グループは、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するため、ITマネジメント体制を整備する組織の設置ならびにシステム計画およびシステムリスク管理等の策定を行うなど、当社グループのITガバナンスおよびシステムリスク管理体制の整備に努めております。
- ：大規模自然災害等の危機発生時における当社グループの主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図っております。
- (ハ) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ：当社はグループ会社の管理に関し、「日本瓦斯グループ会社管理規程」を整備し、重要事項に関してはグループ会社から当社への報告・承認を求めることとするとともに、定期的に協議を行い、経営管理情報・危機管理情報等を共有することで、企業集団の業務の適正を確保するための体制の確立を図り、グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制ならびに取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合する体制を確保しております。
 - ：非常事態発生時のグループ会社を含めた連携体制によって当社に対して迅速な報告を行うなど、一定の重要事項についての当社への報告体制を構築しております。
 - ：当社グループの内部監査を担う監査室によるグループ会社への監査および法務部による内部統制活動のレビューを行っております。
 - ：当社グループ全体で円滑に情報を共有し、グループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備しております。
 - ・ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ：当社は、当社グループの損失の危険の管理について定める「グループリスク管理規程」を整備し、当社グループのリスクを概括的に管理する体制を構築しております。
 - ・ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ：グループ会社は、当社に対し、中期経営計画および年度事業計画を提出し、当社は、連結ベースでグループ会社の業績管理を行っております。
 - ：当社の基幹業務システム「雲の宇宙船」およびグループポータルサイトをグループ会社を導入し、当社グループ共通のシステムを整備し、当社グループ内の情報共有を図っております。なお、グループ会社である株式会社エナジー宇宙が、一般ガス導管事業者として当社に対して共有することが適切ではない情報については、当該グループ会社が情報遮断を行い、一般ガス導管事業者としての中立性を確保しつつ、監査室による内部監査を実施しております。
 - ：当社グループ内での管理業務の集約化と合理化を図り、適正な人材の配置を進め、円滑な業務の遂行体制の整備に努めております。

(運用状況)

- ：当社グループの経営戦略に係る情報共有と方針決定のため、グループ各社の社長等は、当社のグループ執行役員会議等の会議に出席しております。
- ：当社の取締役および執行役員がグループ会社の取締役を務めることにより、当社グループ全体の統一かつ迅速な意思決定を行っております。
- ：「グループリスク管理委員会」に、グループ会社も参画し、横断的に当社グループのリスクの把握に努め、リスクを低減するための施策を講じております。

(ト) 監査役の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、その専属・兼務の別、人数・地位等について適切に決定し、当該使用人の人事異動および人事評価については監査役会の同意を得るものとし、独立性および指示の実効性の確保に努めております。

(運用状況)

当社は、監査役の職務を補助する部署として監査室に監査役会事務局を設置しており、必要な専門能力および業務の経験を有する人員を配置しております。

(チ) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - ：当社は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることまたは法令、定款に違反しているおそれがあることを発見したときは、直ちに監査役に報告する体制を構築しております。
 - ：内部通報窓口であるグループ・ヘルプライン（監査役窓口）を設置し、内部通報制度の経営陣からの独立性と透明性の確保を図っております。
- ・ 子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が親会社の監査役に報告をするための体制
 - ：グループ会社の役員および従業員等は、当社またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、当社の監査役に報告する体制を構築しております。また、グループ会社の役員および従業員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。加えて、当社グループの内部監査部門は、当社の監査役に対し、グループ会社の内部監査結果を報告する体制を構築しております。
- ・ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - ：当社は、監査役へ報告を行った役員および従業員等が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けない旨の社内規程を整備しております。
- ・ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ：監査費用を支弁するための予算を確保しております。

(運用状況)

- ：取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告しております。また、取締役および従業員は、法令および定款に違反しているおそれがあることを発見したときには、「グループ・ヘルプライン（監査役窓口）」を通じて、監査役に報告する旨の社内規程を制定し、重要会議や研修等を通じて当社グループに周知しております。
- ：常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、「経営会議」、「グループ執行役員会議」、「内部統制システム委員会」、「グループコンプライアンス委員会」および「グループリスク管理委員会」などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることで監査役の監査が実効的に行われるよう運用しております。なお、監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ会社の監査役等と定期的に三様監査会議を開催のうえ、必要な情報交換を行い、緊密な連携を図っております。
- ：監査役は、重要な会議に出席し、意見を述べるができるものとしております。
- ：当社は、監査役が、取締役、執行役員、会計監査人、内部監査部門等の職務を適切に監査するうえで必要な役員または従業員等からの情報収集や意見交換を行う場合、十分な協力を行っております。グループ会社の役員または従業員等からの情報収集や意見交換等を行う場合も同様としております。
- ：当社は、重要な会議の議事録その他の重要書類等（電磁的記録を含みます。）の閲覧について、グループウェアによる情報共有を行うなど、監査役の求めに応じて対応しております。
- ：内部監査部門は、内部監査計画について監査役および監査役会と協議を行うこととしております。また、内部監査部門は、監査役および監査役会に対して、内部監査結果等について所定事項の報告を行うほか、必要に応じて監査役または監査役会からの指示を受けるものとしております。
- ：その他、当社グループの役員および従業員等は、監査役会が制定する監査役会規程および監査基準に定める事項を尊重しております。
- ：監査役による、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

(リ) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

- ・ 当社は、財務報告の信頼性および適正性の確保を経営の重要な責務として位置付け、これを実現するために、代表取締役が主導し、当社グループをあげて適正な内部統制システムを整備することを基本方針としております。
- ・ 当社は、財務報告の信頼性および適正性の確保にあたって、法務部および経財部において内部統制システムの整備・運用状況の検証を行い、監査室において内部監査および取締役会ならびに監査役会への適切な報告を行うことにより、取締役会および監査役会が継続的にこれをモニタリングできる体制を整備しております。

(運用状況)

：当社は、財務報告に係る信頼性および適正性を確保するための管理体制の整備・運用に関する基本計画および基本方針を制定しております。これらの実効性を確保するため、財務の管理を統括する部門において、その管理責任者を定め、適正な計算書類等の作成や各種プロセス等を明確にしております。また、会計監査および内部監査結果等を踏まえ、外部専門家と議論のうえで各種プロセス等の見直しを適宜行い、これらの適正性を確保しております。

：当社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するため、当社グループにおける財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定めております。その実効性を確保するため、関連する内部統制を所管する部署およびその評価部署を定め、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠し、内部統制の年度評価計画を策定するとともにその評価を行い、内部統制報告書を作成しております。

(又) 内部監査に係る体制

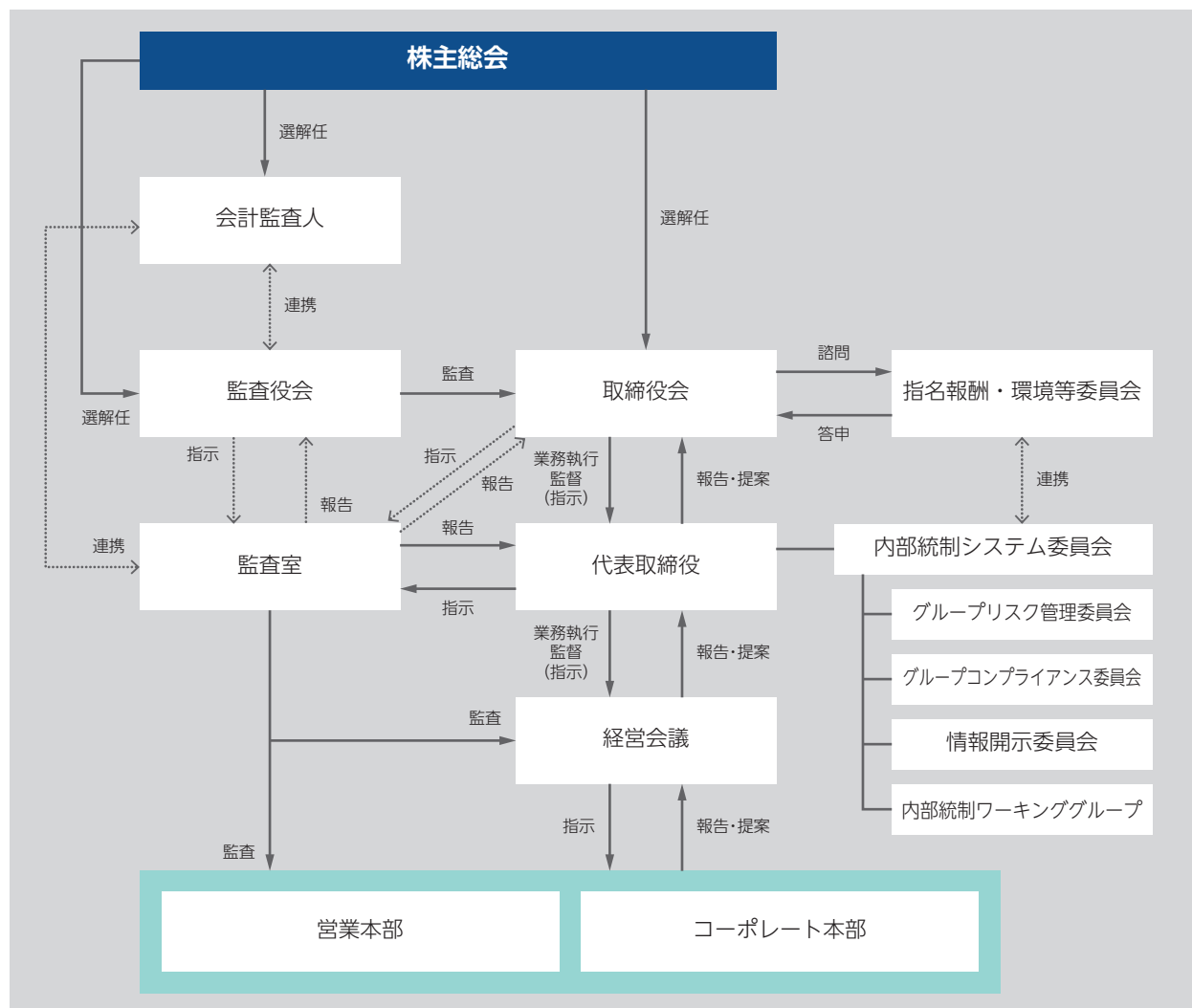
- ・ 当社は、内部統制・牽制機能として監査室を設置し、内部監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を代表取締役および監査役に報告する体制を整備しております。
- ・ 監査室による内部監査が効率的かつ適切に実施されるための内部監査規程および社内規程を整備しております。

(運用状況)

当社は、内部監査規程に則り、監査室が作成した内部監査計画に基づき、社内規程等の遵守状況、内部統制システムの整備・運用の状況およびリスク管理体制が有効に機能しているかの検証を含めて、当社グループの内部監査を実施しております。

(ご参考)

コーポレート・ガバナンス体制 (2025年3月現在)



コーポレートガバナンス・コード、コーポレートガバナンス・ガイドライン
<https://www.nichigas.co.jp/ir/management-policy/governance>

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,070	5,860	66,407	△7,070	72,266
当期変動額					
剰余金の配当			△9,393		△9,393
親会社株主に帰属する当期純利益			11,548		11,548
自己株式の取得				△6,770	△6,770
自己株式の処分				188	188
自己株式の消却			△5,821	5,821	—
土地再評価差額金の取崩			△27		△27
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	△3,694	△760	△4,455
当期末残高	7,070	5,860	62,712	△7,831	67,811

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	670	—	△170	△42	457	—	72,723
当期変動額							
剰余金の配当							△9,393
親会社株主に帰属する当期純利益							11,548
自己株式の取得							△6,770
自己株式の処分							188
自己株式の消却							—
土地再評価差額金の取崩							△27
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△845	6	△188	204	△823	0	△822
当期変動額合計	△845	6	△188	204	△823	0	△5,277
当期末残高	△174	6	△358	161	△365	0	67,446

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・ 連結子会社の数	5社
・ 連結子会社の名称	株式会社エナジー宇宙 日本瓦斯工事株式会社 日本瓦斯運輸整備株式会社 株式会社雲の宇宙船 株式会社門倉商店
・ 連結の範囲の変更	上記のうち、株式会社門倉商店については、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

・ 非連結子会社の数	5社
・ 非連結子会社の名称	Nippon Gas USA, Inc. 株式会社エナジープラス 1 nt style works株式会社 その他2社
・ 連結の範囲から除いた理由	非連結子会社 5 社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社の数 1 社
- ・ 持分法適用の非連結子会社 Nippon Gas USA, Inc.
- ・ 持分法適用の関連会社の数 2 社
- ・ 持分法適用の関連会社 東京エナジーアライアンス株式会社
Strategic Power Holdings LLC

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 株式会社エナジープラス 1
nt style works株式会社
その他2社
- ・ 持分法を適用しない理由 非連結子会社 4 社は、それぞれの当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ全体としても重要性がないためであります。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なるものの、当該会社の決算日現在の計算書類を使用している会社の数は2社であります。連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な修正を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 棚卸資産

- ・商品及び製品 主として先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
- ・原材料及び貯蔵品

ロ. 有価証券

- ・其他有価証券
市場価格のない株式等 連結会計年度末日の時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ハ. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 4～22年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

のれんについては、取得後5年で償却しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は10年であります。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 株式報酬引当金

役員報酬BIP信託による当社株式の交付に充てるため、株式交付規程に基づき、取締役及び執行役員（委任型）に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

ニ. ガスホルダー修繕引当金

株式会社エナジー宇宙は、次回修繕見積り額を修繕周期にて配分計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. ガス(LPガス・都市ガス)及び電気の販売

ガス、電気の販売に係る収益は、主にLPガス、都市ガス、電気の販売であり、お客さまとの供給契約に基づいてガス及び電気を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、お客さまがガス及び電気を使用することで充足されると判断し、お客さまの使用量に基づいて収益を認識しております。検針日が期末日と相違する場合は、検針日から期末日までの使用量から算定される収益を合理的に見積り、収益を認識しております。

ロ. ガス機器等の販売、受注工事

各事業において、関連するガス機器等の販売及び受注工事をしております。このような機器販売収益及び工事収益については、お客さまの指定する場所に製品の据付を完了し、お客さまが検収した時点で履行義務が充足されると判断し、「検収日基準」により収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法 ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生 of 連結会計年度から費用処理することとしております。なお、連結子会社は、簡便法を適用しております。

ロ. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…商品スワップ

ヘッジ対象…商品購入代金

ヘッジ方針

リスクに関する内部規定に基づき商品価格リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、評価しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度計上額

繰延税金資産 8,760百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の十分性、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールリング等を鑑み、見積り計上しております。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			連結計算書類計上額
	L P ガス事業	電気事業	都市ガス事業	
売上高				
(1) LPガス・電気・都市ガス				
①当期首から3月検針日 までに生じた収益	66,942	46,667	54,229	167,840
②3月検針日から当期末 までに生じた収益	5,924	1,878	2,668	10,472
合計	72,867	48,546	56,898	178,312
(2) 機器・受注工事・ プラットフォーム等	16,306	—	5,439	21,745
顧客との契約から生じる収益	89,173	48,546	62,337	200,057
外部顧客への売上高	89,173	48,546	62,337	200,057

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
契約負債	128百万円

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

228,605百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	115,317千株	一千株	2,489千株	112,827千株

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

2024年6月25日の取締役会決議による自己株式の消却による減少 2,489千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	3,525千株	2,905千株	2,621千株	3,809千株

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

2024年2月1日の取締役会決議による自己株式の取得による増加 298千株

2024年6月25日の取締役会決議による自己株式の取得による増加 1,248千株

2025年1月28日の取締役会決議による自己株式の取得による増加 1,357千株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

2024年6月25日の取締役会決議による自己株式の消却による減少 2,489千株

(注) 当連結会計年度期首および当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式がそれぞれ 1,219,485株、1,087,971株含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年6月25日開催の第70回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 4,237百万円
- ・1株当たり配当額 37.50円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月26日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金45百万円が含まれていません。

ロ. 2024年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 5,155百万円
- ・1株当たり配当額 46.25円
- ・基準日 2024年9月30日
- ・効力発生日 2024年11月19日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金50百万円が含まれていません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2025年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 5,092百万円
- ・1株当たり配当額 46.25円
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金50百万円が含まれていません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にLPガス事業の設備投資やICT向け投資、都市ガス事業の供給設備に必要な資金（主に銀行借入）を設備投資計画に基づき調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産（主に預金）で運用し、また、短期的運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は主に事業戦略上保有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還期日は決算日後、最長で10年であります。変動金利で調達する際は金利の変動リスクに晒されますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジをする体制も整えております。デリバティブ取引は、為替変動リスク、商品価格の変動リスク並びに金利変動リスクを軽減を目的とした、為替予約、商品スワップ及び金利スワップ取引です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門の管理課が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行います。

当期の連結決算日における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジすることがあります。また、当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用することがあります。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引時には、取引権限や限度額を定めたデリバティブ管理規程に基づき、担当部署が取引を行い、経財部において記帳及び契約先との残高照合等を行います。連結子会社においても、同様の管理を行います。デリバティブの利用については、為替予約、商品スワップ及び金利スワップの各取引は、市場における価格変動によって発生する市場リスクを有していますが、ヘッジ対象のキャッシュ・フローを固定化する効果があるか、又は相場変動を相殺する効果があります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経財部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を仕入高の1か月相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。（(注2)を参照ください。）また、現金は注記を省略しており、「預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「1年内返済予定の長期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	872	872	—
資産計	872	872	—
長期借入金	(25,700)	(25,118)	581
負債計	(25,700)	(25,118)	581
デリバティブ取引	9	9	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

(単位：百万円)

区分	種類	取得価格	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価格又は償却原価をこえないもの	株式	1,125	872	△252

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	854

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	872	—	—	872
デリバティブ取引				
商品関連	—	9	—	9

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	25,118	—	25,118

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

その他有価証券

上場株式の時価は、取引所価格によって評価しているため、レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

商品スワップの時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 金銭債権の連結貸借対照表日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	19,810	—	—	—
受取手形及び売掛金	24,897	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結貸借対照表日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	9,471	7,336	5,066	4,442	3,198	5,655

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | | |
|----------------|------|-----|
| (1) 1株当たり純資産額 | 618円 | 67銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 104円 | 46銭 |

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金計
					固定資産 圧縮積立金	別 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	7,070	5,197	5,197	949	106	7,750	38,865	47,670
当期変動額								
剰余金の配当							△9,393	△9,393
固定資産圧縮積立金の取崩					△0		0	—
税率変更による積立金の調整額					△1		1	—
当期純利益							11,733	11,733
自己株式の取得								
自己株式の処分								
自己株式の消却							△5,821	△5,821
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	△1	—	△3,479	△3,481
当期末残高	7,070	5,197	5,197	949	104	7,750	35,385	44,189

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△7,070	52,867	670	670	53,538
当期変動額					
剰余金の配当		△9,393			△9,393
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
税率変更による積立金の調整額		—			—
当期純利益		11,733			11,733
自己株式の取得	△6,770	△6,770			△6,770
自己株式の処分	188	188			188
自己株式の消却	5,821	—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		—	△845	△845	△845
当期変動額合計	△760	△4,242	△845	△845	△5,087
当期末残高	△7,831	48,625	△174	△174	48,450

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

- ・ 商品 貯蔵品

主として先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 有価証券

- ・ 子会社株式及び関連会社株式
- ・ その他有価証券

移動平均法による原価法

市場価格のない株式等
以外のもの

事業年度末日の時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

③ デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 5～17年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

のれんについては、取得後5年で均等償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は10年であります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

③ 株式報酬引当金

役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役及び執行役員（委任型）に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

④ 製品自主回収関連損失引当金

製品自主回収に関する直接回収費用及び関連する費用等について計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

イ. ガス(LPガス・都市ガス) 及び 電気の販売

ガス、電気の販売に係る収益は、主にLPガス、都市ガス、電気の販売であり、お客さまとの供給契約に基づいてガス及び電気を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、お客さまがガス及び電気を使用することで充足されると判断し、お客さまの使用量に基づいて収益を認識しております。検針日が期末日と相違する場合は、検針日から期末日までの使用量から算定される収益を合理的に見積り収益を認識しております。

ロ. ガス機器等の販売、受注工事

各事業において、関連するガス機器等の販売及び受注工事をしております。このような機器販売収益及び工事収益については、お客さまの指定する場所に製品の据付を完了し、お客さまが検収した時点で履行義務が充足されると判断し、「検収日基準」により収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度計上額

繰延税金資産 7,040百万円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①の金額の算出方法は、連結計算書類「注記事項(会計上の見積りに関する注記) 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 44,528百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	4,589百万円
② 長期金銭債権	8,779百万円
③ 短期金銭債務	21,316百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	1,129百万円
② 仕入高	114,198百万円
③ 販売費及び一般管理費	12,778百万円
④ 営業取引以外の取引高	3,553百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 3,809,581株

(注) 自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式 1,087,971株が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	3,087百万円
退職給付引当金	1,197百万円
株式報酬引当金	321百万円
顧客獲得費用	1,912百万円
未払事業税	155百万円
減損損失	348百万円
関係会社株式評価損	370百万円
投資有価証券評価損	106百万円
未払金	21百万円
有価証券評価差額金	77百万円
その他	224百万円
繰延税金資産小計	7,823百万円
評価性引当額	△734百万円
繰延税金資産合計	7,088百万円
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	△48百万円
繰延税金負債合計	△48百万円
繰延税金資産の純額	7,040百万円

2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に公布され令和8年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.62%から令和8年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については31.52%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額は191百万円、繰延税金負債は1百万円増加し、法人税等調整額は190百万円減少しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称	議決権の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 エナジー宇宙	100.0(直接)	都市ガス等の調達及び 託送・充填の委託 資金貸付 役員の兼任	都市ガス・LPガス・ 電気の調達 (注1)	113,971	買掛金	19,071
				託送・充填の委託 (注1)	4,941	短期貸付金	3,700
				資金貸付 受取利息 (注2)	3,700 15		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 都市ガス、LPガス、電気の調達並びに、託送、充填委託については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定しております。
2. CMS(キャッシュ・マネジメントシステム) の利率については、当社の規定に基づき、市中金利等勘案し協議のうえ、決定しております。なお、取引金額は、純増減額を記載しております。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社の子会社	Entrust Energy East, Inc	50.0(間接)	資金の貸付	資金の貸付	—	長期貸付金	2,512
				受取利息 (注1)	—	投資その他の 資産/その他	1,387 (注1)
関連会社の子会社	Entrust Energy, Inc	50.0(間接)	資金の貸付	資金の貸付	—	長期貸付金	2,362
				受取利息 (注1)	—	投資その他の 資産/その他	371 (注1)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 貸倒懸念債権に対し、簿価がゼロとなるまで貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において、利息は計上しておりません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 3. 収益認識に関する注記」に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	444円 43銭
(2) 1 株当たり当期純利益	106円 13銭